

忘れない そして 前へ

子牛の個体登録申込から生産者補給金の交付対象確認まで

子牛の月齢と補給金制度の流れ

【肉用子牛の対象月齢】



補助金制度

- 1 子牛の個体登録
申し込みを行います**
なるべく
生後一週間
以内に
 - 2 JA等が牛トレサ
情報を確認します**
OK!
 - 3 負担金を
納付します**
準備金のない方は、
4ヶ月齢時に負担金を
請求しますので
速やかに
納付して
ください。
 - 4 個体登録が
確定します**
 - 5 販売の確認を
行います**
満6月齢に達した日以降
に販売した子牛が対象
となります。

販売されたことが証明できる証拠書類で確認
(セリ伝票や売買確認申出書)
 - 6 保留の確認を
行います**
満12月齢に達するまで
飼養したことを
JA等が現地
調査により
確認します。
 - 7 確認終了後
補給金交付
対象となります**



子牛の個体登録申込み

忘れない そして 前へ

個体登録に 必要なもの

- ①授精証明書
②印鑑
③子牛の生年月日・性別・名号



**黒毛和種用
記入用紙**

※地域によって一部
様式が異なります。

注意事項

申込期限は2ヶ月齢

自家生産

▶ 1週間以内にJAへ提出

外部導入牛

▶満2月齢になる日の前日までに購入し、実際に飼養を始めていること

▶生年月日は「牛トレサ法」に届けられた
ものを用います
「個体識別情報」で確認します

申込日 3年 5月 27日
 受付 3年 5月 27日
 セリ出権予定 4年 1月
 公社社団法人 宮崎県畜産協会 宛

子牛検査台帳(分挽庫)

肉用子牛個体登録申込書(黒毛和種)

牛遡元号
 基金 No.290-1234567-000

雌

日

子牛登録番号 2021	子牛黒	12345-6789-5	耳標番号 12345-6789-5	
繁殖区分 自卵 普通 単産	みつこ	農産コード(支店) 205	母体登録番号 03-45-12345-6789-5	串間市
父牛名号	黒 正 宗	生年月日	令和3年5月26日	
12 黒原 XXXX	{ 相 父 } 敬三朗 { 相 母 } ひろこ 12 黒原 XXXX (92.0) (平成30年8月4日生) 点 数 12 黒原 XXXX () () 相 母 の 父 三和萬			
母牛名号 12345-XXXX-X				
ゆうこ				

母牛の10桁番号を必ず確認ください。

(セリ市確定月) 月 セリ市

確認
 耳標装着日 年 月 日
 去勢日 年 月 日

所有者 管理者等	住所 宮崎県串間市〇〇△△	セリ 年 月 日				
	氏名 牛遡元号 TEL 0987-xx-xxxxx	体重	kg			
	45-02-007-xxxxxx-0	セリ価格	千円			
		購買者				
		摘要	日令			

分挽庫は母牛登録証・種付証・印鑑を持参し一週間に以内に農協へ!!

押印ください。

00～の場合は
補給金対象牛では
ありません。

乳用種、
交雑種は
記入書類が
異なります。



押印ください。

子牛の10桁番号を必ず確認ください。



生産者負担金・積立金

忘れない そして 前へ

生産者積立金の内訳

新規契約者

最近増頭した継続契約者も含む。

宮崎県畜産協会

生産者積立金

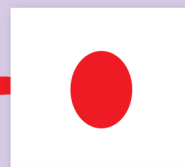


生産者負担金



繰入れ

国 + 県



生産者積立準備金



畜産協会で預かっています。

継続契約者が過去に積立



※積立金は品種ごとに管理されています。

区分	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種
生産者積立金	1,600円	6,000円	18,800円	6,800円	3,200円
負担内訳(割合)					
国(機構)(1/2)	800円	3,000円	9,400円	3,400円	1,600円
県(1/4)	400円	1,500円	4,700円	1,700円	800円
生産者(1/4)	400円	1,500円	4,700円	1,700円	800円

(1頭あたりの金額)

生産者積立準備金とは

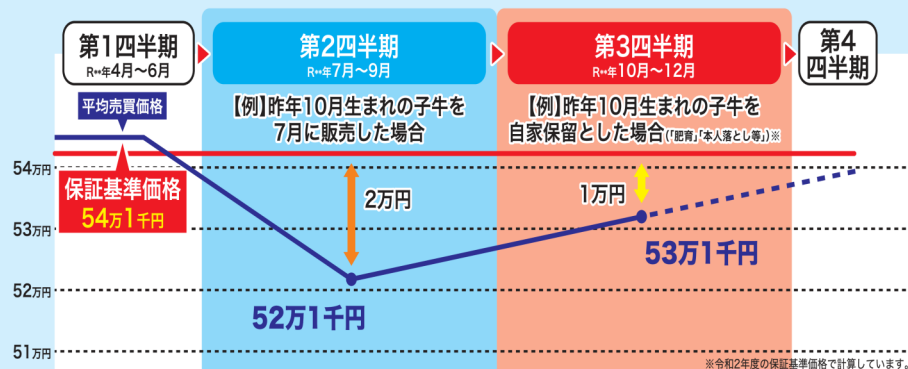
過去に積立てられた積立金から補給金に使った分を差引いた残高を畜産協会で預かっています。これを「生産者積立準備金」といいます。生産者積立準備金がある生産者についてはこれを取り崩して負担金の納付に充てています。



販売・保留・補給金の交付

忘れない そして 前へ

「販売」と「保留」



販売の場合

個体登録された子牛を満6月齢以降に販売すれば補給金対象

■セリ販売



■庭先販売



- 売買証明書が必要です。
 - 現金取引はNGです。
- 金融機関を通じた金銭授受を

保留の場合

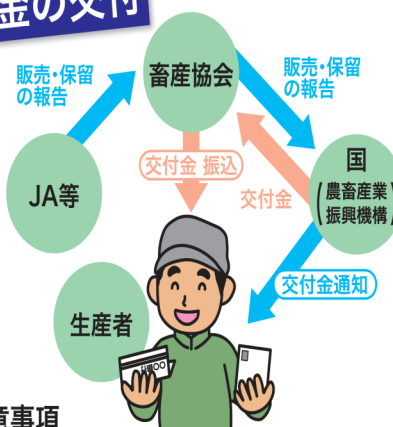
満12月齢を超えて飼育すれば補給金対象



今日は満12月齢の確認です。

今回の補給金は1万円です。

補助金の交付



注意事項

- 書類は、大切に保管してください。
- ①通知ハガキ ②セリ伝票 ③分娩届(個体登録申込書)
- 補給金は「補給金契約」の際に指定した口座に振り込みます。口座番号が変わったら新しい番号を報告してください。
- 後継者に経営を譲ったら、後継者に契約名義を移す手続きをお願いします。
- 庭先取引で販売した場合、「売買証明書」と「金融機関の振込証明」が必要です。
- 異動した場合、生産者補給金は交付されません。(子牛の死亡等を「異動」といいます。)
- 子牛の登録内容が間違っていた場合はすみやかにJA等に届けてください。満6月齢以降の子牛の登録内容の訂正はできないため、異動牛となり生産者補給金は交付されません。

※「本人落とし等」は、販売ではなく、12月齢飼養した時点で「保留」として補給金の対象となります。